徳島県監査委員公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき,徳島県知事等から包括外部監査結果報告に対して講じた 措置についての通知があったので,同項の規定により次のとおり公表する。 平成28年9月30日

徳島県監査委員稲田米昭同大田等同井関佳穂同井川龍二

平成27年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置 監査テーマ:過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

平成20年度「指定管理者制度導入施設における管理者の選定,事務執行及び管理運営について」

報告書ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講した措置等	措置状況
	第1 全施設共通			
6-7	1 選定委員の選定等	指定管理者選定委員会の委員の過半数を外部委員となるよう改めた点は評価できるが,県と人事や財務等で密接な関係のある外郭団体が応募する場合には,公平性,客観性の観点からすべて外部委員で構成する方向で検討すべきである。(意見)	平成20年度の包括外部監査結果を受け、それまで外部委員4名、内部委員4名、合計8名で構成していた選定委員会を平成21年度より、外部委員が過半数(外部委員4名、内部委員3名)とし、公平性、客観性を高めたところであるが、今回の意見を受けて、さらに、公平性、客観性を高めるため、平成28年度より内部委員を1名を上限とする変更とした。(外部委員4名、内部委員1名(上限))県有施設の管理者を指定する委員会であることから、施設を所管する県としては、1名の内部委員は必要である。(人事課行政改革室)	措置済み
7-8	2 募集期間等	ほとんどの募集で募集要項の公表から申請書類等の提出までに約2ヶ月の期間が確保されており,必要な対応がなされているといえる。しかしながら,一部の募集で2ヶ月の期間が確保されていない事例があるところ今後はさらに2ヶ月程度の確保を徹底することが望まれる。(意見)	募集要項の公表から申請書類等の提出までの期間は2ヶ月程度を確保するように努めているところであり,今後も2ヶ月程度を確保するよう制度所管課として,平成28年度当初の担当者会などで施設所管課に再度周知徹底を行った他,今後も募集時においては年度当初の担当者会や募集前などの機会に施設所管課に周知徹底を図り,平成28年度更新3施設の期間については2ヶ月程度を確保したところである。平成29年度以降も同様の手続きとする。(人事課行政改革室)	措置済み

Ī		1		
8-11	3 情報提供	現地説明会のスケジュールについては,ほとんどの募集で改善されており,必要な対応がなされているといえるが,なお改善を要する募集があった。また,情報提供についても不十分な点が一部見られた。これらについては,今後さらに改善することが望まれる。(意見)	現地説明会のスケジュールについては,募集期間中に複数回実施するなど,応募を検討されている方の利便性向上を図っており,平成28年度当初の担当者会などで,複数回実施することや開催日の調整等を施設所管課に再度周知徹底を行った他,今後も募集時においては年度当初の担当者会や募集前などの機会に施設所管課に周知徹底を図ることとした。また,情報提供についても平成28年度の募集から,募集に関する情報を次回募集時まで県ホームページに掲載することとする改善を図った。 (人事課行政改革室)	措置済み
		<u> </u> 	(八学林门以以半至)	
	分 2 応岡朱立文子記	■ 足陷		T
11-13	1 特別展示等の 経費など	文学書道館の展示内容の充実や利用の促進を確保するため,報奨金制度の導入を含めて具体的な方策を検討すべきである。(意見)	報奨金制度の導入は、利用者実績のみを求めた内容(著名作家や漫画展など)に企画を偏らせ、本来の施設の設置等をである「文学及び書道に関する研究、鑑賞、創作活動等を促進し、もって豊かな県民文化の振興に寄与する」を見失きる。 一方で、展示内容の充実や利用促進の確保については、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	検討中
13-14	2 修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について,もっと明確な規定の導入を検討すべきである。また,指定管理者の募集に当たっての過去の修繕実績の明示に際しては個々の修繕内容についても明示すべきである。(意見)	御意見を受け,県及び指定管理者における修繕負担の範囲の基準となる金額の設定等,より明確な規定の導入に向けて検討する。 また,指定管理者の募集に当たっての修繕実績の明示について,募集要項において年間実績の総額を3年分記載した上で,更にそれらの内訳について問い合わせがあった場合,ホームページ上で公表することとしていたが,今後の募集においては,修繕内容の内訳も含めた明示を検討する。 (とくしま文化振興課)	検討中
14-15	3 委託契約	外部監査人の指摘意見については,措置するかどうかにかかわらずすべて対応すべきである。第三者への委託についての県の承認手続きは,平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記され	御意見を受け,新たに「管理運営期間中の第三者使用承認申請書」の提出を指定管理者に求め,県が事前に委託内容の詳細を把握した上で承認できるように改善を行った。また,平成28年度の委託契約の業者選定にあたっては,	措置済み

	第3 徳島県鳴門総名	た書面を入手することにより,委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に,指定管理者において,真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し,委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう,再度指導を徹底すべきである。(意見)	例えば、植栽管理業務において見積徴収業者数を大幅に増やすことにより更なる競争性を確保するなど、競争原理を追求した契約に向けて指導をした結果、改善が図られた。 (とくしま文化振興課) 島県立中央武道館	
15-17	1 委託契約	外部監査人の指摘意見については,措置するかどうかにかかわらずすべて対応すべきである。第三者への委託についての県の承認手続きは,平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより,委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に,指定管理者において,真に確認し,委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう,再度指導を徹底すべきである。(意見)	第三者への委託に関する承認手続きについては,指定管理者と協議の上,委託内容が事前に十分把握できるよう改善していくとともに,可能な限り競争原理を追求したものとなるよう引き続き検討する。 (県民スポーツ課)	検討中
17-20	2 施設全体の安 全性等	修繕費の負担についての基本協定書の規定が不明確であること,また実際の負担のあり方に基準がなく合理性に欠ける運用がなされてしまっていること,さらには指定管理料の増額を行うべきではない事項についても指定管理料の増額を行っていること等不適切な点が見受けられた。早急に改善すべきである。(指摘)	修繕費の負担についての基本協定書の規定については,全 庁的な方針や関係機関との調整をする中で,引き続き検討す る。 また,指定管理料の増額を行うべきではない事項について も増額を行っていた点については,指摘を受け,平成28年 1月25日に指定管理者との間で変更契約を締結して,指定 管理料から減額した。 (県民スポーツ課)	検討中
	第4 徳島県立大鳴門	- 『橋架橋記念館(エディ), 徳島県立渦の道		
20-22	1 審査基準等	外部監査人の指摘・意見については,それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが,その後数年経過しており,次回の募集も行われているにもかかわらず,検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果,対応したのかしなかったのか,対応した場合にはどのような対応をしたのか,対応した場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)	平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果, 平成23年度の募集時から「経済性の追求」の配点を25点から30点に増加した。「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが、もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。なお,この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。 (にぎわいづくり課) 措置公表のあり方を改善するため,平成25年5月に「措	措置済み

			置状況の判定基準・記載要領」を策定し,平成24年度監査分(観光関連:平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに,具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室,監査事務局)	
22-24	2 修繕費	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応した場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。また、修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲については不明確なままである。もっと明確な規定の導入を検討すべきである。(意見)	包括外部監査の意見を受け、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入を検討する。なお、平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行する場合には、東連を図った。また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意との表での当時を図った。(にぎわいづくり課) 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連:平成25年9月20日第1回措置状況公表)以下措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。(人事課行政改革室、監査事務局)	検討中
24-25	3 委託契約	第三者への委託についての県の承認手続きは,平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。委託内容の詳細が記された書面を入手することにより,委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に,指定管理者において,真実効率を追及した委託契約を締結しているのかを具体的に確認し,委託契約は可能な限り競争原理を追求したものとなるよう,再度指導を徹底すべきである。(意見)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後は契約書及び仕様書等の写しを徴することとした。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認することとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
25-26	4 事業報告書	「講じた措置」の記載では,外部監査人の指摘・意見に沿って対応したかのように記載されているが,実際にはかかる内容の対応はとられていない。このような対応は県民に誤解を生じさせうるものであり,改めるべきである。(指摘)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成27年度分から収支報告については、従前の報告内容に加え、収支の詳細を徴収し、確認を行った上で、その事項については書面を残すよう改善を図った。また、モニタリングにおいて確認した収支に関する資料については、全て写しを徴収することとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み

1 1				
26-27	1 指定管理の基本的内容	外部監査人の指摘・意見については,それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが,その後数年経過しており,次回の募集も行われているにもかかわらず,検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果,対応したのかしなかったのかが応した場合にはどのような対応をしたのか,対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)	利用料金制の導入については、テニスコートの使用料収入が考えられるが、年額で約40万円程度であるため、インセンティブとはなりにくく、また、利用料金が近隣の同種の施設に比べて低額であることから利用は非常に多く、大幅な利用者の増加は見込めないため、利用料金制を導入することは困難である。	措置済み
27-29	2 審査基準	外部監査人の指摘・意見については,それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが,その後数年経過しており,次回の募集も行われているにもかかわらず,検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果,対応したのかしなかったのか,対応した場合にはどのような対応をしたのか,対応した場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)	平成23年度の募集時から「経済性の追求」の配点を25点から30点に増加した。 「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが、もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。	措置済み

			「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに,具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室,監査事務局)	
29-31	3 修繕費	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応した場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。また、修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲については不明確なままである。もっと明確な規定の導入を検討すべきである。(意見)	包括外部監査の意見を受け、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入を検討する。なお、平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行する場合には意識を図った。また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には意識を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。(にぎわいづくり課) 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監督分(観光関連:平成25年9月20日第1回措置状況公表)以具体的な内容を記載のうえ公表することとした。(人事課行政改革室、監査事務局)	検討中
31-32	4 委託契約	第三者への委託についての県の承認手続きについては, 平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。 委託内容の詳細が記された書面を入手することにより, 委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に,指 定管理者において,真実効率を追及した委託契約を締結 しているのかを具体的に確認し,委託契約は可能な限り 競争原理を追求したものとなるよう,再度指導を徹底す べきである。(意見)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後は契約書及び仕様書等の写しを徴することとした。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認することとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
	第6 徳島県立産業権	観光交流センター(アスティとくしま)		
32-34	1 審査基準	外部監査人の指摘・意見については、それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが、その後数年経過しており、次回の募集も行われているにもかかわらず、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果、対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどのような対応をしたのか、対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急	平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果, 平成22年度の募集時から「経済性の追求」の配点を25点から30点に増加した。 「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが, もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。 「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を	措置済み

		に公表すべきである。(意見)	評価する必要があると考えて現状の配点としている。なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。 (にぎわいづくり課) 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連:平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室,監査事務局)	
34-35	2 委託契約	第三者への委託についての県の承認手続きについては, 平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。 委託内容の詳細が記された書面を入手することにより, 委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に,指 定管理者において,真実効率を追及した委託契約を締結 しているのかを具体的に確認し,委託契約は可能な限り 競争原理を追求したものとなるよう,再度指導を徹底す べきである。(意見)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後は契約書及び仕様書等の写しを徴することとした。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認することとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
35-36	3 事業報告書	「講じた措置」の記載では,外部監査人の指摘・意見に沿って対応したかのように記載されているが,実際にはかかる内容の対応はとられていない。このような対応は県民に誤解を生じさせうるものであり,改めるべきである。(指摘)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成27年度分から収支報告については、従前の報告内容に加え、収支の詳細を徴収し、確認を行った上で、その事項については書面を残すよう改善を図った。また、モニタリングにおいて確認した収支に関する資料については、全て写しを徴収することとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
36-38	4 修繕費の内容について	「講じた措置」の記載では,外部監査人の指摘・意見に沿って対応するかのように記載されているが,実際の対応が異なっている。このような対応は県民に誤解を生じさせうるものであり,改めるべきである。また,修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について,もっと明確な規定の導入を検討すべきである。(指摘)	包括外部監査の指摘を受け、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について,より明確な規定の導入を検討する。なお,平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し,平成28年4月から修繕費の執行については,年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし,「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は,事前協議を書面により随時実施し,内容を精査した上で,執行するよう改善を図った。また,1件10万円を超える修繕を執行する場合には,原則入札や相見積もりで業者を決定することとし,一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。(にぎわいづくり課)	検討中
39-40	5 修繕費の削減	事前協議を行った場合には書面で残しておくようにす べきとともに,金額基準等により事前協議に付すべき場		措置済み

		合を規定するほうが望ましい。 また,他の施設では金額基準により入札や相見積もり を実施すべき旨が基本協定書で定められている施設があ るところ,本施設でも基本協定書で規定し可能な限り競 争原理を導入することが望まれる。(意見)	ては,年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし,「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は,事前協議を書面により随時実施し,内容を精査した上で,執行するよう改善を図った。 また,1件10万円を超える修繕を執行する場合には,原則入札や相見積もりで業者を決定することとし,一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。 (にぎわいづくり課)	
	第7 徳島県立あすか	たむらんど		
40-41	1 報奨金制	外部監査人の指摘・意見については,それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが,その後数年経過しており,次回の募集も行われているにもかかわらず,検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果,対応したのかしなかったのか,対応した場合にはどのような対応をしたのか,対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)	平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果, 平成23年度以降の契約においては,報奨金を支払う基準と なるべき金額を契約期間中を通じて各年度定額とし,平成 23年度の契約に比べて平成28年度の契約ではその金額を より高く設定した。 (にぎわいづくり課) 措置公表のあり方を改善するため,平成25年5月に「措 置状況の判定基準・記載要領」を策定し,平成24年度監査 分(観光関連:平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は 「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに,具体 的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室,監査事務局)	措置済み
41-43	2 審査基準	外部監査人の指摘・意見については,それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討して参りたい。」でもよいが,その後数年経過しており,次回の募集も行われているにもかかわらず,検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果,対応したのかしなかったのか,対応した場合にはどのような対応をしたのか,対応した場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)	平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果, 平成22年度の募集時から「経済性の追求」の配点を25点から30点に増加した。「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標である指標である。での内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。 (にぎわいづくり課) 措置公表のあり方を改善するため, 平成25年5月に監査分(観光関連:平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。	措置済み

			(人事課行政改革室,監査事務局)	
43-44	3 委託契約	第三者への委託についての県の承認手続きについては, 平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。 委託内容の詳細が記された書面を入手することにより, 委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に,指 定管理者において,真実効率を追及した委託契約を締結 しているのかを具体的に確認し,委託契約は可能な限り 競争原理を追求したものとなるよう,再度指導を徹底す べきである。(意見)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から第三者への外部委託の執行については、指定管理者が事前に契約金額や業者選定理由などについて申請し、県が承認の上、契約締結後は契約書及び仕様書等の写しを徴することとした。また、一者随意契約の場合は競争になじまない理由を書面により確認することとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
44-45	4 事業報告書	「講じた措置」の記載では,外部監査人の指摘・意見に沿って対応したかのように記載されているが,実際にはかかる内容の対応はとられていない。このような対応は県民に誤解を生じさせうるものであり,改めるべきである。(指摘)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し,平成27年度分から収支報告については,従前の報告内容に加え,収支の詳細を徴収し,確認を行った上で,その事項については書面を残すよう改善を図った。また,モニタリングにおいて確認した収支に関する資料については,全て写しを徴収することとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
45-47	5 修繕費の削減	事前協議を行った場合には書面で残しておくようにすべきとともに、金額基準等により事前協議に付すべき場合を規定するほうが望ましい。また、他の施設では金額基準により入札や相見積もりを実施すべき旨が基本協定書で定められている施設があるところ、本施設でも基本協定書で規定し可能な限り競争原理を導入することが望まれる。(意見)	平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行するよう改善を図った。 また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。(にぎわいづくり課)	措置済み
	第8 徳島県立神山部	森林公園		
47-48	1 修繕費	外部監査人の指摘・意見については,それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討を行いたい。」でもよいが,その後数年経過しており,次回の募集も行われているにもかかわらず,検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果,対応したのかしなかったのか,対応した場合にはどのような対応をしたのか,対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)	修繕費について再検討した結果、「一事業年度につき発生案件ごとに、20万円に満たないときは指定管理者の負担とする。それを超える部分については徳島県が負担する。」に変更することにより、修繕費にかかる県と指定管理者の負担区分等をより明確にし、手続きを進める方向で検討中である。(林業戦略課) 措置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し、平成24年度監査分(観光関連:平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに、具体的な内容を記載のうえ公表することとした。	検討中

			(人事課行政改革室,監査事務局)	
48-49	2 委託契約	第三者への委託についての県の承認手続きについては, 平成20年度の外部監査時から何ら改善されていない。 委託内容の詳細が記された書面を入手することにより, 委託内容を事前に十分把握した上で承認すると共に,指 定管理者において,真実効率を追及した委託契約を締結 しているのかを具体的に確認し,委託契約は可能な限り 競争原理を追求したものとなるよう,再度指導を徹底す べきである。(意見)	平成28年度から,管理運営業務体制計画承認申請書の添付書類として,新たに外部委託業者選定に係る書類の提出を求め,委託業務内容の詳細を確認したうえで,業務計画を承認した。 全ての外部委託業務は,適正な業者選定により相見積りが行われ,最も安価な業者と契約が締結されている。 (林業戦略課)	措置済み
	第 9 徳島県日峯大社	伸子広域公園,徳島県文化の森総合公園		
49-50	1 審査方法	外部監査人の指摘・意見については,すべて対応状況を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分ではないと思われるし,少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお,面接の公開が困難であるにしても,他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。(意見)	面接の実施については、選定委員会の判断で決定し、申請団体の個別情報が含まれていることから、非公開としている。制度所管課によると、他の都道府県においても、面接については、ほぼ非公開で行われている。また、選定理由については、ほとんどの都道府県において公表されており、本県も選定結果の公表時に選定委員名や選定理由、選定委員会での審議概要等を公表している。選定委員会の議事録公開(ホームページ)については、県土整備部だけの問題ではないこと、公開している都道府県もあることなどから、制度所管課と協議するなど検討を行いたい。	検討中
50-52	2 審査基準	「講じた措置」の記載として,「検討する。」のまま終わるのは不十分である。また,「経済性の追求」の配点を増加させるときに「管理運営費の縮減」ではなく,「収支計画~収支の内容が適正かつ妥当性があるか」の項目で増加させた対応は疑問である。(意見)	平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果, 平成23年度の募集時から「経済性の追求」の配点を20点から30点に増加した。 「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるい収支計画」は管理運営における収である。の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。(都市計画課) はお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。(都市計画課) 指置公表のあり方を改善するため、平成25年5月に監路は、平成25年9月20日第1回措置状況公表)以具体では、具体であるとともに、具体では、10年間には、1	措置済み

			的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室,監査事務局)	
	第10 徳島県鳴門「	ウチノ海総合公園		
52-53	1 審査方法	外部監査人の指摘・意見については,すべて対応状況を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分でないと思われるし,少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお,面接の公開が困難であるにしても,他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。(意見)	面接の実施については、選定委員会の判断で決定し、申請団体の個別情報が含まれていることから、非公開としている。制度所管課によると、他の都道府県においても、面接については、ほぼ非公開で行われている。また、選定理由については、ほとんどの都道府県において公表されており、本県も選定結果の公表時に選定委員名や選定理由、選定委員会での審議概要等を公表している。選定委員会の議事録公開(ホームページ)については、県土整備部だけの問題ではないこと、公開している都道府県もあることなどから、制度所管課と協議するなど検討を行いたい。	検討中
53-55	2 審査基準	「講じた措置」の記載として,「検討する。」のまま終わるのは不十分である。また,「経済性の追求」の配点を増加させるときに「管理運営費の縮減」ではなく,「収支計画~収支の内容が適正かつ妥当性があるか」の項目で増加させた対応は疑問である。(意見)	平成20年度の包括外部監査の意見を受けて検討した結果, 平成23年度の募集時から「経済性の追求」の配点を20点から30点に増加した。「経済性の追求」の審査項目の一つである「管理運営費の縮減」は指定管理料の金額の多寡を評価する指標であるが、もう一つの審査項目の「収支計画」は管理運営における収支の内容も考慮した選定委員の裁量が反映できる評価指標である。「効率的な管理運営」を審査するためには上記の2項目を評価する必要があると考えて現状の配点としている。なお,この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。 (都市計画課) 措置公表のあり方を改善するため,平成25年5月に監査分(観光関連:平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに,具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室,監査事務局)	措置済み
55-56	3 修繕費	外部監査人の指摘・意見については,それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時点では「検討してまいりたい。」でもよいが,その後数年経過しており,次回の募集も行われているにもかかわら	修繕費の県と指定管理者との負担範囲について,もっと明確な規定の導入を検討すべきであるとの包括外部監査の意見を受けて検討した結果,平成23年度の募集時からは指定管理者が行った過去の修繕実績を明示するようにした。 県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定については,よ	検討中

		ず,検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果,対応したのかしなかったのか,対応した場合にはどのような対応をしたのか,対応しなかった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。(意見)	り明確な規定の導入の可否について検討する。 (都市計画課) 措置公表のあり方を改善するため,平成25年5月に「措 置状況の判定基準・記載要領」を策定し,平成24年度監査 分(観光関連:平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は 「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに,具体 的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室,監査事務局)	
	第11 徳島県月見	が丘海浜公園		
56-57	1 審査方法	外部監査人の指摘・意見については,すべて対応状況を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分でないと思われるし,少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお,面接の公開が困難であるにしても,他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。(意見)	面接の実施については,選定委員会の判断で決定し,申請団体の個別情報が含まれていることから,非公開としている。制度所管課によると,他の都道府県においても,面接については,ほぼ非公開で行われている。また,選定理由については,ほとんどの都道府県において公表されており,本県も選定結果の公表時に選定委員名や選定理由,選定委員会での審議概要等を公表している。 選定委員会の議事録公開(ホームページ)については,県土整備部だけの問題ではないこと,公開している都道府県もあることなどから,制度所管課と協議するなど検討を行いたい。	検討中
57-58	2 審査基準	平成21年度の募集においては,外部監査人の指摘・ 意見に沿った対応がなされているが,平成24年度以降 の募集において経済性の追求の配点の内訳を変更したの は疑問が残る。(意見)	平成24年度以降の募集において「経済性の追求」の配点の内訳で「管理運営費の縮減」の項目の配点を減らし、「収支計画」の項目の配点を増やした変更は疑問が残るとの意見であるが、本施設は「利用料金制」を採用しているため、コテージ等の収入を指定管理者の収入として管理運営費に充て、不足分を指定管理料として支払っているものである。このような管理運営形態での審査基準としては、指定管理料の金額の多寡と併せて収支計画の内容も重要視されるべきであると考える。このため「効率的な管理運営」の審査では、「収支計画及び増収対策」の評価での選定委員の裁量の範囲を多くしているものである。なお、この審査基準は選定委員会の審議を経て決定されたものである。	措置済み
		' 浜第一駐車場,徳島県富田浜第二駐車場,徳島県幸町駐車場		<u> </u>
59-60	1 審査方法	外部監査人の指摘・意見については,すべて対応状況	面接の実施については,選定委員会の判断で決定し,申請	検討中

		を記載すべきである。審査過程の客観性の確保のためには面接の実施だけでは十分ではないと思われるし、少なくとも外部監査人が意見を述べた面接等の公開について何ら言及していないのは措置の記載としては不十分である。なお、面接の公開が困難であるにしても、他県で実施されているような選定委員会の議事録のホームページ上の公表等も検討してみる必要があるのではないか。(意見)	団体の個別情報が含まれていることから,非公開としている。制度所管課によると,他の都道府県においても,面接については,ほぼ非公開で行われている。また,選定理由については,ほとんどの都道府県において公表されており,本県も選定結果の公表時に選定委員名や選定理由,選定委員会での審議概要等を公表している。選定委員会の議事録公開(ホームページ)については,県土整備部だけの問題ではないこと,公開している都道府県もあることなどから,制度所管課と協議するなど検討を行いたい。	
60-61	2 利用時間	外部監査人の指摘・意見については,それに対してど成ったかを明確に記載すべきである。に対応したかを明確に記載する。にもより、1年8月20日に「講じた措置」との後数年経過では「検討する。」でもよいが,その後数年経過人には、次回の募集も行われているにもかかわらず,検討を行った結果,対応したのかしなかったのか、対応した場合にはどが対応をしたのからである。はなぜ対応をした場合にはなぜ対応をしたのかその理由を早急にはなぜ対応をである。また,結果的には利用時間を延長した提案を受けた場合にはなず、結果的には利用時間を延長した提案を受けた場合には、利便性の向上に繋がる内容の提案が可能である。の提案が可能である。の。(意見)	指定管理者募集時において,要求水準書には施設の供用時間を記載しており,利用時間については応募者が独自の考えにより自らが有利に評価される提案をできるようになっている。 このため,平成23年度の募集時には現在の指定管理者から利用時間の延長の提案があった。 (都市計画課) 措置公表のあり方を改善するため,平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し,平成24年度監査分(観光関連:平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに,具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室,監査事務局)	措置済み
61-63	3 審査基準	本件各施設のように営利を目的とする施設では,「効率的な管理運営(経済性の追求)」が特に重要であることは明らかであるところ,県にとっての経済性に関連する「管理運営費の縮減」の配点を増やすように再検討するよう望まれる。(意見)	本件施設は指定管理者の業務内容が他の施設とは異なる施設であるため,次回募集時(平成29年度)には配点を再検討し,選定委員会にて審議することとする。 (都市計画課)	検討中
63-64	4 修繕費	外部監査人の指摘・意見については,それに対してどのように対応したかを明確に記載すべきである。平成21年8月20日に「講じた措置」として公表した時度では「検討してまいりたい。」でもよいが,その後数年では「検討しており,次回の募集も行われているにもかかからが、検討した結果を公表しないのは何も公表していないに等しい。検討を行った結果,対応したのかしなかった場合にはどのような対応をしたのか・、対応しながった場合にはなぜ対応しなかったのかその理由を早急に公表すべきである。また,「講じた措置」では,修繕実績を明示するとし	修繕費の県と指定管理者との負担範囲について,もっと明確な規定の導入を検討すべきであるとの包括外部監査の意見を受けて検討した結果,平成23年度の募集時からは指定管理者が行った過去の修繕実績を明示するようにした。県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について,より明確な規定の導入の可否について検討する。、中成23年度の募集時には指定管理者が行った過去の修繕実績を明示していたが,平成26年度募集時には修繕実績がなかったため,表記しなかったものである。次回募集時(平成29年度)からは,修繕実績がない場合は「実績なし」と記載することとする。	検討中

		ているが,平成26年度の募集時には明示されておらず,「講じた措置」どおりの対応を行っているとはいえない。(意見)	(都市計画課) 措置公表のあり方を改善するため,平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し,平成24年度監査分(観光関連:平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに,具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室,監査事務局)	
64-65	5 委託契約	委託契約の相手方を特定しないよう是正した点は評価できるが,委託契約の事前承認手続きについてはなお改善が必要である。(意見)	平成28年度分の事前承認手続きにおいては,平成28年3月29日に提出された「管理運営業務体制報告書」及び「第三者使用承認申請書」に委託金額も含めた具体的な委託内容を記載させることとした。また,これらに対する県の承認等も3月30日に処理した。(都市計画課)	措置済み

平成21年度「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について」

報告書ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講じた措置等	措置状況
66-67	第1 教育委員会の組織及び事務分掌	外部監査人による意見に対しては,真剣な検討をしていただきたい。 その意見の内容により必要な場合には全庁的な議論もしっかりしていただきたい。(意見)	組織及び事務分掌について,次のとおり見直しを図った。 授業料に関する事務 平成22年度に学校政策課(現学校教育課)に一元化した。 生徒の事故等の報告 平成26年度に人権教育課内にいじめ問題等対策室を設置し,報告窓口を一元化した。 備品等 学校等の仕様が共通の物品(AED,コンピューター等)の購入手続きについて,教育総務課(現教育政策課)で集約した。 工事等 平成22年度に施設整備課に施設・助成担当を改組新設し,担当する工事契約の範囲を広げた。 また,人事課行政改革室(組織),管財課(物品調達),常 送講(工事契約)と次のとおり協議・検討を行い,次のとおり実施している。 <協議・検討の要旨 > 備品等 ・教育委員会事務局購入分については,管財課が要求を集約のうえ手続を行っている。	措置済み

			・ 県立学校(平成28年度現在43校)購入分については,学校で直接執行することで,現場の実情を踏まえた迅速で適切な処理が図られており,これをすべて集約化する場合,県庁との文書のやり取りや誤発注防止のための確認作業等に係る負担が増大するとともに実情が充分に反映されない可能性があり,一元化による業務改善効果が乏しいと考えている。(他部局も全庁的に集約しているのは本庁のみ)工事等 ・ 契約手続きについては全庁的に限られた技術職員で公共施設の工事を行っているため,一定額以上の工事については県土整備部営繕課に執行依頼をしている。(全庁的に同じ対応)なお,組織及び事務分掌は毎年度見直しを行い,必要な措置を講じている。 (教育政策課)	
	第2 各種契約			
68-71	1 一般競争入札 参加者が少ない 例とその問題点	ホームページ改善の具体的な内容が十分なものとは考えがたい。 また,外部監査人から意見が出された事項については,その内容を踏まえた具体的な検討と措置がなされるべきである。(意見)	平成21年度の包括外部監査において、「入札参加者数をできるだけ多く確保するため、県ホームページについては、入札情報を容易に検索できるシステムに変更できないか検討すべき」との意見があった。そこで、平成21年10月の県ホームページのリニューアルでは、トップページ上に入札情報の新着一覧を新たに改善、閲覧者の利便性の向上を図り、その後も継続的に改善に向けた取組みを進めてきた。しかし、平成27年度の包括外部監査において、「改善の内容が十分なものとは考えがたく、入札情報を容易に検索できるシステムについての具体的な検討がなされていない」との意見を受けたことから、平成29年秋の運用開始を目指と、平成28年度から着手している県ホームページの再構築者では、簡易に入札情報を検索できる新しい機能を追加することとし、現在整備を進めている。	措置済み
71-72	2 指名競争入札 の指名者数が少 ない例とその問 題点	総合教育センターの庁舎管理業務,清掃管理業務については,落札業者が偏る傾向が顕著となっているところ,その要因を調査し,何らかの要因がある場合にはその是正を検討すべきである。(意見)	平成28年度入札参加者に対してアンケート調査を実施したが,落札業者が偏る要因は判明しなかった。 なお,企業の参入意欲を増進する観点から,長期継続契約の導入について検討する。 (総合教育センター)	措置済み
72-75	第3 授業料	授業料について,保護者が保証債務を負担するとの位	授業料について保護者が保証債務を負担するとの位置付け	検討中

		置づけを維持するのであれば,最低限それを明示する必要がある。 学校現場における授業料の徴収手続・未収金の回収についても,改善の余地がないかを検討すべきである。(意見)	を明示するため,平成29年度からの実施に向けて,県立学校規則を改正する。 授業料の徴収手続・未収金の回収については,教員のみならず管理職や事務職員も家庭訪問し未収金の回収を行うなど,望ましい体制を構築している。 (学校教育課)	
75-78	第4 奨学金	奨学金の延滞利息については,条例にしたがった処理 をするべきである。条例の文言につき,課内文書で明ら かに異なる解釈をすることは許されない。 保証人への督促も妥当な運用がなされているか,再検 討すべきである。(指摘)	徳島県奨学金貸与条例の規定に則した運用に向け,具体的な取扱いについて,外部有識者等で構成する「未収金対策会議」で検討している。 (学校教育課)	検討中
	第5 各県立学校の第	定情		
78-79	1 エアコンの設置	外部監査人による意見に対しては,真剣な検討をしていただきたい。 その意見の内容により必要な場合には全庁的な議論も しっかりしていただきたい。(意見)	学校現場からは,校舎のトイレ改修や老朽化対策などの差し迫った要望が強く,直ちに対応できないのが現状である。 予算措置等について関係機関と引き続き調整していきたい。 (施設整備課)	検討中
80-82	2 自動販売機の 設置,収入の扱い(自動販売機 会計)	従前自動販売機の収入によって学校運営に必要な経費がまかなわれていた実情を十分把握し,かかる経費については簡易迅速に県費から支出できるような体制を整えるべきである。 自動販売機の設置については,従前から設置されているものを含めて県が業者と直接契約し,収入は県に帰属するように改めるべきである。(指摘)	自動販売機の設置については,県が業者と直接契約し,収入は県に帰属できるよう平成29年度の実施に向け検討中である。 (施設整備課)	検討中
82-84	3 学校再編	県庁内の教育委員会と学校現場との間で,直接的な情報交換,意思疎通をもっと充実させ,双方が,学校再編など学校現場に関わる重要な課題を実質的に解決していく意識を共有すべきである。(意見)	従来から,高校の再編統合においては,学校現場と教育委員会の担当課の職員で構成する準備委員会・推進委員会(開校の前年度)を設置して,準備作業を進めてきたが,さらに,平成28年度から当該委員会の下部組織で学校で開催されている作業部会にも,教育委員会の担当者が参加し,共通理解のもと,現場教職員の業務スケジュールに配慮した統合準備を進めている。 (教育創生課)	措置済み

平成22年度「県税の賦課徴収事務について」

報告書 項目 指摘及び意見 ボージ 講じた措置等
--

	第1個人県民税			
85-86	1 県内に事別に事別に事別を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	市町村による賦課行為の前提となることから対応が難しい面もあるが,市町村と十分に連携して,納税義務者の把握に対して更に積極的で具体的な取組みが必要である。(意見)	平成22年度に,市町村が賦課徴収する個人県民税(家屋敷課税)の納税義務者の把握について,もっと積極的で具体的な役割を果たすべきであるとの意見を受け,市町村に対し,広く住民に制度の周知を図るよう助言する措置を講じたが,今回改めて意見を受け,平成28年7月に開催した市町村税務担当課長会議において,市町村に対し改めて,制度を説明し,周知を図った。 今後も,市町村課と連携し,会議やヒアリング等の機会を通じて毎年市町村に対して継続的に助言等を行う。 (税務課)	措置済み
86-88	2 延滞金の処理	外部監査人により意見等が出された場合には,対象課等はその意見の全体をしっかり読んで問題意識を正確に理解し,「講じた措置」にはその問題意識に対応した記載をすべきである。外部監査人の意図に沿うように措置するのであれば,未納延滞金の管理を行うべきである。(意見)	平成22年度に,市町村が賦課徴収する個人県民税に係る延滞金について,県の有する債権である以上,その徴収に積極的に関与する必要があるとの意見を受けたことに対して助吉する措置を講じたが,今回改めて,個人県民税に係る未納延滞金の状況を把握し,適切な管理を行うべきであるとの管理状況をについて実態調査を行うとともに,平成28年7月に開催した市町村税務担当課長会議において報告を求めた。今後は、毎年度末の状況について報告を求めた。その適切な管理を図る。 (税務課)	措置済み
	第2 法人県民税・流	去人事業税		
88-90	1 申告書用紙送 付について	平成22年度の指摘及び意見に対して,平成25年4月に税理士及び法人あてに「お知らせ」を送付すること等により対応したことは一応評価できる。しかしながら,現在の対応では担当税理士以外に申告書用紙が送付されるリスクは少なくない。国税である法人税等の申告書用紙はすべて関与税理士ではなく法人あてに送付されているところ,法人県民税・法人事業税の申告書用紙も関与税理士ではなく法人あてに送付するようにすべきである。(指摘)	予定申告税額等の記載がある申告書を関与税理士に直接送付していたところ,平成22年度に,送付先に十分注意すべきであるとの指摘を受け,平成25年度に「お知らせ」を送付し,申告書の送付の要否及び送付先を調査したが,今回改めて,法人あてに送付するようにすべきであるとの指摘を受け,平成28年4月送付分から,申告書は全て法人あてに送付している。 (税務課)	措置済み
	第3個人事業税			
90-91	1 事業所得と雑 所得等それ以外 の収入の区別	外部監査人により意見等が出された場合には,対象課等はその意見の全体をしっかり読んで問題意識を正確に理解し,「講じた措置」にはその問題意識に対応した記	これまでも,雑所得について疑義を感じた場合には,追加 で詳細確認を行って来たところ,平成22年度に,課税漏れ が生じる余地があるため,一定金額以上の雑所得について内	措置済み

		載をすべきである。何ら措置を講じていないにもかかわらず,あたかも措置を講じたかのように記載するのは,県民に対して誤解を生じさせうる行為であり,改めるべきである。従来どおりの処理で問題がなく措置を講じる必要がないと判断したのであれば,外部監査人の意見とは異なる旨を理由を付して明記すべきである。(指摘)	容の照会を行うなど,一定の指針を作成して,課税漏れが生じないようにすべきであるとの意見を受け,所得区分等が不明瞭な雑所得がある場合は,課税漏れが生じないよう,照会等を行っていると回答したが,今回改めて指摘を受け,平成28年度課税分から,一定金額以上の雑所得がある者の一覧表を作成し,調査を行い,課税漏れが生じないように努めている。 (税務課)	
91-93	2 医業等の調査	「講じた措置」として ,「平成 2 4 年度以降 , 帳簿調 査等を行うこととした。」と記載した以上早急に実施すべきである。いまなお実施していないというのは ,「講じた措置」と実際の対応が異なるといわざるを得ない。(意見)	平成22年度の,医業等の課税漏れ防止に取り組むべきであるとの意見を受け,平成23年度に調査要領を作成し,平成24年度以降「記載の手引き」等を送付する等周知を行い,医療法人等に対する調査を先行実施したが,今回改めて,医業等を行う個人についての調査が未だ行われていないとの意見を受け,平成28年度に調査を実施することとしている。(税務課)	検討中
	第4 不動産取得税			
93-95	1 申告手続の実情について	不動産の取得者の多くが税法の知識に乏しい一般個人であることや,一部不動産業者を除いては不動産を取得すること自体が希であり,期限内に申告がなされないことが多いことから,ある程度弾力的な運用にならざるを得ない点は理解できなくもないが,現在の運用は条例で定める手続きを経ないものであり,早急に是正すべきである。(意見)	平成22年度に、申告義務について積極的に周知を行い、その上で軽減措置の的確な取扱いを行い、期限内申告を徹底させるよう努めるべきであるとの意見を受け、平成23年度から不動産業者に対する周知に努めた。 今回改めて意見を受け、平成28年度から、司法書士・金融機関等の関係機関に対して、また市町村を通じて、申告制度(期限内申告)の周知に努めている。 併せて、期限後申告の場合は、やむを得ない理由かどうかを確認している。	措置済み
	第5 県たばこ税			
95-97	1 納税義務者に対する調査	外部監査人による指摘・意見については,できるだけ 速やかに対応しなければならない。いまなお実地調査を 実施していないのは問題であり,早急に実施すべきであ る。(意見)	平成22年度の,例えば一定の周期で納税義務者に対する個別の照会を行うなど,個別具体的な調査を検討し,実施すべきであるとの意見を受け,平成23年度から,申告納付までの事務手続について確認を行うべく,本県に本店を置く販売業者に対し,調査協力を継続して依頼したが,調査には至っていない。 今回改めて意見を受け,平成28年度に実地調査を行うこととしている。 (税務課)	検討中
	第6 ゴルフ場利用	· 说		
1		I		

97-98	1 納税義務者に対する調査	「講じた措置」として公表するにあたっては,最終的にどのような対応を行ったのかまでフォローすべきである。「新たな調査手法の研究を行うこととした。」とだけ記載し,その後の対応を記載しないのは情報提供として不十分である。(意見)	平成22年度の,売上げや税務申告に関係する書類を見るなどして,厳正な調査をすべきであるとの意見を受け,新たな調査方法の研究を行うこととし,平成24年度にゴルフ場利用税調査要領を策定,決算書の利用料金収入と申告税額の整合性を確認するなどの調査項目を追加して調査を行っている。 (税務課)	措置済み
			措置公表のあり方を改善するため,平成25年5月に「措置状況の判定基準・記載要領」を策定し,平成24年度監査分(観光関連:平成25年9月20日第1回措置状況公表)以降は「措置済み」「検討中」の基準を明確化するとともに,具体的な内容を記載のうえ公表することとした。 (人事課行政改革室,監査事務局)	
98-100	2 特別徴収義務 者に対する交付 金	外部監査人の指摘・意見に対して異なる意見を持つことはあり得るところ,そのような意見を前提に理由を付して変更の必要はないとした県の対応はそれはそれで評価できる。 しかしながら,ゴルフ場利用税の最終的な負担者はゴルフ場利用者であり,特別徴収義務者は利用者が負担することになるゴルフ場利用税を一次的に預かって納めているに過ぎず,極めて当然の義務を果たしているにすぎないこと,47都道府県中12都道府県では交付していないことから,今一度再検討すべきと思われる。(意見)	平成22年度に,特別徴収義務者に対する交付金制度を維持するのか否かについて,再検討すべきであるとの意見を受けたが,検討の結果,維持することとした。今回,交付しないことについて今一度再検討すべきと思われるとの意見を受けたが,ゴルフ場利用税特別徴収義務者交付金は,特別徴収義務者の協力を得て,税収の確保を図る必要があり,また全国の動向にも変化がないことから,再度の検討の結果,維持することとした。 (税務課)	措置済み
	第7 自動車取得税	・自動車税		
100-101	1 課税保留の手続	講じた措置では,「当該調査内容を滞納処分票に記載し,課税保留の手続きの一層の適正化に努めている。」としているにもかかわらず,実際には住所地での当該市両の有無しか記載されておらず,調査内容は記載されていない。また,実際には課税保留の近隣者,当該自動車の購入先その他関係者と認められる者について綿密な調査を行っているとのことであるが,調査した形跡は残っているい以上はそもそも綿密な調査自体を行っているとは認めがたい。 「講じた措置」として記載した以上はそのとおりに実施すべきであり,「講じた措置」と実際の内容が異ながたい。ですべきであり,「講じた措置」と実際の内容が異なる対応を行うのは,県民に誤解を生じさせうるものであり,改めるべきである。(指摘)	平成22年度に,課税保留の手続における調査内容の滞納処分票への記載の適正化について指摘を受け,自動車の所在調査の内容を滞納処分票に記載し,課税保留の手続の一層の適正化に努めることとしていたが,その後も調査内容の記載が徹底できていなかった。今回改めて指摘を受け,平成28年度から,税務事務の適正な執行を確保するため毎年実施している事務執行状況調査における調査表の様式を改め,課税保留事案に係る滞納処分票の記載状況を確認している。 (税務課)	措置済み
102-103	2 身体障がい者	「講じた措置」には,外部監査人が問題としていない	平成22年度に,身体障がい者等が使用する自動車につい	検討中

	等への減免手続 (条例等との齟 齬)	点について長々と記載しているが、外部監査人の意見を正確に理解しないものといわざるを得ず、不適切である。また、外部監査人が問題とした点については、措置していない。月4回程度の使用に対して減免を認める必要があると考えるのであれば、条例を早急に改正するように手続きを行うべきであり、条例を改正しないまま条例と異なる運用を継続している現状は問題といわざるを得ない。(指摘)	ては,月4回程度の使用をもって施行規則の「専ら」の要件 を満たしているとする判断は,合理的とはいえないとの意見 を受けた。 平成28年度に「専ら」の要件も含め,身障減免制度を見 直す。 (税務課)	
103-105	3 身体障がい者 等への減免手続 (手帳の原本確 認)	外部監査人の指摘・意見に対して速やかに対応し、平成23年度においてはほぼ確実に履行されていた点は評価できる。 しかしながら平成26年度ではほとんど原本確認済の記載が行われておらず、結果として講じた措置に反する対応となっている。原本確認済の記載を履行するよう周知徹底が必要である。(意見)	平成22年度に,確実に障害者手帳等の原本確認がなされるような手順に改めるべきであるとの意見を受け,平成23年度から「原本確認済」の記載を履行することとしていたところ,従前のとおり原本確認は確実に行われていたが,原本確認済みの記載はほとんど行えていなかった。 今回改めて意見を受け,再度周知徹底を行った。 (税務課)	措置済み
105-106	4 身体障がい者 等への減免手続 (使用状況の確 認)	外部監査人による指摘・意見については,できるだけ 速やかに対応しなければならない。措置不要と判断した のならば,理由を付してその旨を明記すべきである。一 方,問題点を認識し,改善すべきと考えるならば,自動 車関係税制の改正を待つのではなく,早急に対応すべき である。(指摘)	平成22年度に,障がい者本人運転の場合には,直接使用状況等を確認するなど,もっと正確な使用状況の確認方法を検討すべきであるとの意見を受けた。 平成28年度に確認方法も含め,身障減免制度を見直す。 (税務課)	検討中
106-107	5 身体障がい者 等への減免手続 (減免制度の弾 力的運営)	外部監査人による指摘・意見については,できるだけ 速やかに対応しなければならない。措置不要と判断した のならば,理由を付してその旨を明記すべきである。一 方,問題点を認識し,改善すべきと考えるならば,自動 車関係税制の改正を待つのではなく,早急に対応すべき である。(指摘)	平成22年度に,自動車税について,一律に全部減免とするのではなく,一部減免の制度も取り入れて,制度の弾力的な運営を図ることを検討すべきであるとの指摘を受けた。 平成28年度に一部減免制度の導入も含め,身障減免制度を見直す。 (税務課)	検討中
107-110	6 A協会との契約関係	外部監査人の指摘については,何らの措置も講じていない。この点競争入札等の早期導入が必要であるし,手数料についても見直しが必要であると考える。 しかしながら,外部監査人の指摘に対して異なる意見を持つことはあり得るところ,そのような意見を前提に理由を付して措置しないことを公表している点は評価できる。(意見)	平成22年度に,証紙代金収納計器取扱者の手数料はかなりの低額とすべきである。さらに,入札による契約締結への移行をすべきであるとの指摘を受けた。 税制度や委託業務の性質に鑑み,また全国的な動向も注視して見直しを検討する。 (税務課)	検討中
	第8 軽油引取税			
110-112	1 軽油引取税の 免税等に係る手 続	講じた措置では,平成22年度の指摘に対応して報告 義務を徹底し,軽油引取税の免税等の手続の適正化を図 ったかのように記載されているが,実質的な改善がなさ	平成22年度に,軽油引取税の免税については,事後的な使用の実態の確認こそが課税漏れを防ぐもっとも有効な手段であることから,報告書の形式や調査方法をもっと充実させ	措置済み

		れたとは評価しがたい。一定の手続きを経た上で初めて 免税が認められる制度であることを理解し,直ちに改め るべきである。(指摘)	るべきであるとの指摘を受け,現地調査を行う等,適正化を図ったが,今回改めて,報告義務の徹底などについて,実質的な改善がされたとは評価しがたく,直ちに改めるべきであるとの指摘を受け,徳島県税事務処理要領を改正し,平成28年度の免税証交付分から,「免税軽油の引き取り等に係る報告書」の記載義務を徹底している。 (税務課)	
	第9 徴税手続			
112-114	1 滞納処分等の手続	即時欠損について統一的な基準を設けた点については評価できる。 これに対して,滞納処分の停止については必要な対応がとられていない。 地方税法では,滞納処分を停止する際にはその旨を滞納者に通知をしなければならないと定められており,その点について外部監査人の指摘を受けているにもかかわらず,いまなお従前の取扱いを継続している。 早急に,滞納処分を停止する際にはその旨を滞納者に通知するよう,改めるべきである。(指摘)	滞納処分の停止の手続について,平成22年度に指摘を受けてからも従前の取扱いを継続してきたが,今回改めて指摘を受け,平成28年度から,滞納処分を停止する際にはその旨を滞納者に通知するよう改めた。 (税務課)	措置済み

平成23年度「情報通信関連事業及び情報通信システムについて」

報告	項目	指摘及び意見	講して、措置等	措置状況
115-1	17 第1 ホームページ 作成システム	外部監査による指摘・意見に対しては,真摯な検討をすることはもちろんのこと,その検討内容については,事後にその事実・内容の確認や正確な引き継ぎができるように,書面などの形でとどめておくべきである。(意見)	平成22年度に実施した県ホームページシステム管理・運用業務の入札では,1者しか応札がなかったことから,平成23年度の包括外部監査において,十分な検証を行うこととの意見があった。このため,「JoruriCMS」の周知普及に努めるとともに,平成25年の入札時には,公告期間を長めに設定する等,入札に参加しやすい改善を図った。その後,平成27年度の包括外部監査において,「取組みは評価できるが,検討内容については,書面などの形でとどめておくべき」との意見を受けたことから,検討内容は必ず書面に残し,事実・内容の確認や正確な引き継ぎができるように,適切に保管することとした。	措置済み
117-1	8 第2 物品管理シス テム	かに対応しなければならない。	平成23年度包括外部監査において,物品管理システムの保守の作業時間が精査されていないという指摘があり,平成25年度以降は必要な作業時間の精査に努めて,業務委託内	措置済み

		なることは,県民に誤解を生じさせうるものであり,改めるべきである。(指摘)	容の検討に活用するとしていた。 この物品管理システムは,管財課にホストコンピュータを,県庁各課に端末機器を設置しているもので,業務委託については,県庁内での保守作業のほか,受託業者が自社に持ち帰り行う必要がある不具合検査や動作確認等も含まれる。 平成27年度の包括外部監査において,作業報告書がでの保守作業時間の把握だけに留まっており,自社での保守作業時間の把握だけに留まっており,自社での保守作業時間等の精査ができていないとの指摘を受けた。このため,平成27年10月1日付で保守作業完了報告書の保守作業元の保守作業者における県庁内及び自社での保守で書の保守を引し、受注業者における県庁内及び自社での保守で業の内容や時間を確実に報告させ,精査を行ったところ,作成28年3月25日付で減額の変更契約を締結した。 平成28年度以降の契約についても,保守作業見込時間数について,実績等を考慮して,契約を締結したところである。また,保守作業完了報告時には保守作業の内容や実質時間数を精査し,必要に応じて変更契約を締結する。	
118-122	第3 県税トータル システム	外部監査人により意見等が出された場合には,対象課等はその意見の全体をしっかり読んで問題意識を正確に理解し,「講じた措置」にはその問題意識に対応した記載をすべきである。 「講じた措置」には,誤解を与えるような記載は控えるべきである。 「講じた措置」に,予定未定の将来の時期における対応を記載する場合には,その課題を確実に引き継いでいくための具体的な方策を講じる必要がある。(意見)	平成23年度に,一者随意契約の解消と契約金額の削減に努力すべきであるとの意見を受け,次期システム開発時にオープンなシステムの採用などを研究することとしていたが,安定性や開発費等の課題があることから情報収集に努めており,現在は平成31年度のホストコンピュータの更新期限を目途に,検討を行っている。 (税務課)	検討中
122-124	第4 電子申告審査 システム	外部監査人により意見等が出された場合には,対象課等はその意見の全体をしっかり読んで問題意識を正確に理解し,「講じた措置」にはその問題意識に対応した記載をすべきである。(意見)	平成23年度に,今後,国主導型のシステム導入が進められることがあるならば,他の自治体と連携する等の手法により,契約金額の削減に取り組むべきであるとの意見を受けた。これに対する「講じた措置」の記載について,既に導入されていた国主導型システムである電子申告審査システムにおいて,アプリケーションサービスプロバイダを利用し,契約金額の削減に努めているとの内容に留まっていたが,今回の意見を受け,平成28年7月に「地方税における国主導型システム導入指針」を策定した。 今後はそれに沿って調達を行い,契約金額の削減に努める。(税務課)	措置済み
124-125	第5 自動車二税課 税システム	外部監査人により意見等が出された場合には,対象課 等はその意見の全体をしっかり読んで問題意識を正確に	平成23年度に,担当課において処理可能な業務がある場合は,担当課において作業することにより委託金額の削減を	措置済み

		理解し,「講じた措置」には,具体的な措置に至った調査内容や結果を含めて,その問題意識に対応した記載をすべきである。(意見)	図るべきであるとの意見を受け、これに対する「講じた措置」の記載については、平成24年度以降、処理可能な業務について調査を行うこととするに留まっており、その調査内容や結果について記載できていなかった。 改めて、調査内容及び結果を記すと、職員により処理可能な業務の有無を確認するため、仕様書及び月間作業報告書を精査したものの、プログラム言語やデータベースを熟知するなど専門的な知識が必要であること等から、担当課において処理可能な業務は見当たらなかった。 なお、委託金額については、印刷帳票を見直し、その枚数を減らすことにより、平成24年度から削減を図っている。(税務課)	
125-128	第6 大気汚染監視 テレメータ・シス テム	外部監査人により意見等が出された場合には,対象課等はその意見の内容をしっかり把握して措置を検討すべきであり,職員の異動があった場合にもそれらを確実に引き継ぎ,上記意見やそれに対応する「講じた措置」の内容を踏まえた業務の実施を心掛けるべきである。(指摘)	外部監査人による意見等に基づき,他自治体との共同開発・共同利用について,全国調査を実施したところ,46自治体のうち,35自治体から,各自治体のシステム構成・運用方法などの状況が異なるにも関わらず,共同開発等では自由度が制限され,必要な機能が維持できないなどの課題があり,共同開発等は「困難」との回答があった。共同開発等が「可能」との回答を得た2自治体についても,検討を行う前提として前述の課題が解決されることが条件となっている。提起された課題の解決は容易ではないことから,共同開発・共同利用は困難である。 なお,検討結果は記録し,職員の異動があった場合にも確実に引き継ぎを行うこととする。 (保健製薬環境センター)	措置済み
128-131	第7 電子入札システム	外部監査人により意見等が出された場合には,その問題意識の本質を理解してそれに対応した措置を講じるべきである。 特に契約更新時は,従前の契約の問題点を改善するまたとない機会であるから,その際にはより一層具体的な調査,検討をするべきである。(意見)	平成23年度包括外部監査において,電子入札システムの運用・保守契約を開発業であり,随意契約がやむを得ないのであれば,契約金額の最大限の削減にの要別ができとの要約締結時には,本システムは本場のるであれば,契約金額の最大限の削減にの場所を要別があるをであり、本の人には、本学のであれば、大田ののでは、本学のでは、本学のでは、本学のでは、本学のでは、本学のでは、本学のでは、本学のでは、本学のでは、本学のでは、本学のでは、本学のでは、本学のでは、本学のでは、本学のでは、大田のは、大田のでは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田のは、大田の	検討中

			る方法について検討する。 (建設管理課)	
	第8 土砂災害警戒シ	ノステム		
131-133	1 システムの有効性等の検討について	外部監査人により意見等が出された場合には,対象課等はその意見の内容をしっかり把握して措置を検討すべきであり,課内での情報共有に努めるとともに職員の裏動があった場合にもそれらを確実に引き継ぎ,上記業務の実施を心掛けるべきである。(意見)	平成23年度の包括外部監査におれている合理化、 中度の包括外部監査におれている合理化、 中域が行うれている合理化、 中域が行うれるであるとのでは特段の検証が有効をといる。 中域が行うれるであるとのでは、 中域が行うれるであるとのでは、 ののであるがあずがらいて、 ののであるがあずれていた。 ののであるがあずれていた。 ののであるがあずれで、 ののであるがあがのであるが、 ののででは、 がいては、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 のののでは、 ののでは、 のののは、 ののに、 のい、 のい、 のい、 のい、 のい、 のい、 のい、 のい	措置済み
133-134	2 再委託契約について	措置を講じる際には,その措置内容が確実なものとなるよう,書面の細部まで確認をすべきである。(意見)	平成23年度の包括外部監査において,本システムに関する委託業務の一部について,別の業者への再委託がなされている。再委託については,再委託する業務の内容と全体に占める金額割合等から,やむを得ない面もあるが,今後の推移については注視する必要があるとの意見があり,業務分担囲を確認するとともに,業務割合と業務における責任の所在を確認するとしていた。 平成27年度の包括外部監査において,契約書を確認けるとしていた。 平成27年度の包括外部監査において,契約書を確認けるとしていた。 平成27年度の包括外部監査において,契約書を確認けるとしていた。 平成27年度の包括外部監査において,契約書を確認設計との意見がある。 ところ,契約書には,業務全部のの第三者への委任等を禁止する条項は明記しているものの,設計図書には,業務の主たる部分の指定がないとの意見があった。	措置済み

			委託可能な業務を明記することとした。 (砂防防災課)	
134-136	第9 徳島県教育情報ネットワーク	外部監査による指摘・意見に対する措置としてなされた対応については,事後にその事実・内容の確認や,正確な引き継ぎができるように,書面などの形でとどめておくべきである。(意見)	外部監査による指摘・意見についての対応は,事後にその 内容の確認や適正に引継ぎが行えるよう,書面の形で保存し ている。 (学校教育課)	措置済み
136-141	第10情報システム全体について	外部監査人により意見等が出された場合に,それと異なる意見がある場合には,「講じた措置」に相違点を明示した上で自らの意見をはっきり記載すべきである。(意見)	平成23年度の包括いるなどのでは、 では、一本的に対するをによって、 では、一本的に対するをでは、 では、一本的にができたが、 では、一本的にでは、 では、一本的にでは、 では、一本的にでは、 では、一本的にでは、 では、一本的にでは、 では、一本的にでは、 では、一本的にでは、 では、一本的にでは、 では、一本的にでは、 では、一本的にでは、 では、一本のは、 では、一本のは、 では、一本のは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	措置済み

平成24年度「観光及びこれに関連する事業について」

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講した措置等	措置状況	
	第 1 徳島県物産観光交流プラザ運営事業				

142-143	1 事業 , イベントのチェック報告体制について	外部監査人の意見を受けて一定程度の改善が見られたが,未だ外部監査人の具体的な問題意識を踏まえた改善がなされているとはいいがたい。 外部監査人により意見等が出された場合には,対象課等はその意見の全体をしっかり読んで問題意識を正確に理解した上で対応すべきである。(意見)	平成24年度の包括外部監査において,委託業務完了実績報告書の内容が非常に簡素なものに留まっていることから課題の発見や後日の検証可能性という観点も考慮した,詳細な報告を事業完了報告書にも記載させるべきであるとの意見を頂いた。 平成24年度から委託業務完了報告書に各月の売上額,購入客図った。 平成27年度の措置状況の検証において,一定程度の改善を図った。 平成27年度の措置状況の検証において,一定程度の改善が見られたが,まだ不十分な内容に留まっているとの意見をが見られたが,まだ不十分な内容に留まっているとの意見を頂いたことを受け,平成27年度から販売増減要因や企業展示のニーズなど,課題の発見や後日の検証可能性という観点も考慮した,より詳細な内容を記載するよう,委託業務完了実績報告書の内容を見直した。 (観光政策課)	措置済み
143-145	2 ユーザーからの意見聴取, 映について	外部監査人の意見が出された場合には,対象課等はその意見の全体をしっかり読み込んで問題意識を正確に理解し,速やかに適切な対応をすべきである。(意見)	平成24年度の包括外部監査において、表託先、徳島、高いは委託先から適切に関連を受けた、徳島、東京の包括外部監査において、大を高いない。 「一大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、大のでは、	措置済み
145-147	3 委託先の選定 について	外部監査人により意見等が出された場合には,その問題意識に即した対応が速やかになされなければならない。本事業についていえば,現状が運営の透明性や公平性の点で問題があるとの指摘を踏まえ,民間企業を委託先にすることも含め,現在の委託先,委託内容の見直しを速やかに検討すべきである。(指摘)	平成24年度の包括外部監査において,運営の公平性を確保しつつ,展示商品の販売及びPR活動を積極的に展開するという観点から,委託先の選定ないし委託先との契約内容等を見直し,さらなる改善について,検討を行うべきであるとの指摘を頂いた。 平成25年度以降,市町村や商工関係団体への出展者募集	措置済み

			依頼や年4回発行の「協会だより」での募集を行うなど、会員以外にも幅広く募集を行うとともに、「お試し展示販売コーナー」をはじめとした企画展で幅広い商品販売に関するアドバイスやユーザーからの声のフィードバック , 販売方法る。ドバイスやユーザーからの声のフィードバック , 販売方法る。平成27年度の措置状況の検証において、委託先の関連の商品を優先して取扱うず、公平性の確保の点で問題が残まであるとの指摘を頂いた。そのため、委託先に対し、さらなる公平性の確保を求めままであるとの指摘を頂いた。そのため、委託先に対し、さらなる公平性の確保を求めままであるとの指摘を頂いた。そのため、委託先に対し、さらなる公平性の確保を求めたまであるとの指摘を頂いた。そのため、委託先に対して展示商品選定基準の見しが行われ、会員優先規定を削除することとなった。今後は、公平性の確保、県産品の販路拡大の観点から、管理もふさわしい団体を委託先として選定するとともに施設を表がでする。	
147-149	第2 新鮮とくしま ブランド戦略対策 事業	外部監査人の意見を受けて一定程度の改善がなされたが,なお改善の余地がある。外部監査人の問題意識を踏まえて,さらに充実した報告書となるように対応すべきである。(意見)	産地構造改革計画の目標の達成に向けて,平成27年度は 事業実施の効果について報告を求め,解決すべき課題を検証 することで次年度以降の計画づくりにつながった。 (もうかるブランド推進課)	措置済み
149-151	第3 徳島阿波おど リ空港国際線就航 促進事業	本事業については成功とはいいがたい状況にある事実を直視し,事業を継続する以上は,現在の問題解決に向けた取り組みを進めることはもちろん,成果を上げるために何が必要であるかを具体的に検討し,実行するべきである。(意見)	国際線就航という成果を上げるため,県内の産・学・官と検討組織を立ち上げ,検討した結果,空港施設の逼迫を解消し国際便対応機能を強化するため,平成28年度及び平成29年度予算で,ボーディングブリッジの増設など徳島阿波おどり空港の機能強化に取り組んでいる。また,平成27年度には,県内事業者向けにWi-Fi整備等の経費の助成を行い受入環境整備を強化したほかがおどる宝島リパスポート外国語版や多言語観光アプリケーションを作成りパスポート外国語版や多言語観光アプリケーションを作成りまるコンテンツの充実を図ったり、(台湾や香港等の市場別)Facebookを活用した情報発信に取り組んでおり,今後も引き続き,本県への訪日外国人観光客が多く,かつこれまでに表表されている。	措置済み
	第4 阿波おどり活性	性化支援事業		
151-153	1 ユーザーから の意見聴取,反 映について	外部監査人により意見等が出された場合には,対象課等はその意見の全体をしっかり読み込んで問題意識を正確に理解して,それに対応した措置を講じるべきである。本事業についての措置は不十分であり,再検討するべきである。(意見)	平成24年度の包括外部監査において,徳島県として独自にユーザーのクレームやニーズを収集し,これを分析して活用する仕組み・体制を構築すべきとの意見を受けて,これまで散発的に主催者側に伝えていたユーザー等のニーズ等を書面等を用いて改善要望を行い,その後の措置報告を受け,課	措置済み

			題の共有及び事後のフォローを行うこととした。 平成27年度の措置状況の検証において,措置状況は不十分であり,再検討すべきとされた。 徳島市の阿波おどりは,徳島市観光協会や徳島新聞社をはじめ,県(観光政策課他),宿泊施設関係団体,国土交通団体、超道関係者,徳島県警察,の波おどり関係団体、直域はよる当時に表者等で構成されるの方とり、ユーザーからのクレームやニーズは、当対で委員会の場で情報共有を図り、可能となるもので、当実行委員会の場で情報共有を図りて、徳島駅前のした仕組み・体制が確立されている。 県においては,当時であるもので、はいて、徳島駅前のした仕組み・体制が確立されている。 県においては,当時であるとして、徳島駅前のした仕組み・体制が確立されている。 県においては,当時であるとして、徳島駅前のした仕組み・体制が確立されている。 「関場であるとによって、ユーザーからのクレームやニーズの がすることによって、ユーザーからのクレームやニーズの がすることによって、ととしている。	
154-155	2 課題の把握, 改善について	外部監査人により意見等が出された場合には,対象課等はその意見の全体をしっかり読み込んで問題意識を正確に理解して,それに対応した措置を講じるべきである。「講じた措置」には,誤解を与えるような記載は控えるべきである。(指摘)	平成24年度の包括外部監査において,課題を積極的に発見する仕組みを設け,さらなる改善について検討を行うにとの意見を受け,阿波おどり実行委員会で課題の情報共存を行う際に,書面により報告することにした。 平成27年度の措置状況の検証において,県が課題を積極的に発見する仕組みを設けるべきとの指摘を受けた。 そこで,徳島市観光協会や徳島新聞社を中心に多くの関係者で構成されている徳島市の阿波おどり実行委員会においる。 者で構成されている徳島市の阿波おどで,関係者におる確認の情報共有を図り,連携することで,関係者に対いる。 例えば,平成28年度は県から当実行委員会に対するなどの次年度に向けた改善に努めている。 例えば,平成28年度は県から当実行委員会に対し、前申込は別点のおどり連の受付を当日受付制から事前をいた。 その結果,ユーザーへおどり連の出演時間をいち早く情報と変更する要望を行った。 その結果,ユーザーへおどり連も当日のスケジュールが事前に立てやすくなるなどの改善が図られた。 (観光政策課)	措置済み
156-157	第5 春の阿波おど り支援事業	外部監査人により意見等が出された場合には,対象課等はその意見の全体をしっかり読み込んで問題意識を正確に理解して,それに対応した措置を講じるべきである。(意見)	平成24年度の包括外部監査において,事業内容について 詳細な報告を受け,支出の合理性についても検討過程の記録 化を検討するよう意見を受け,平成25年度の事業実績報告 書から詳細な内容のものを提出いただくとともに,検討過程 の記録化を実施している。 平成27年度の措置状況の検証において,実施主体からの 報告書が以前より詳しくなったが,検討過程の記録化が実現	措置済み

	第6 スポーツ王国で	7.国事業	しているか否かが不明確との意見を受け、当該イベントの支出(各支出項目の金額)の適確性について記録を行うとともに、事業報告書の内容を踏まえて課題等を検討・記録するなど、検討過程の記録化を行っている。 (観光政策課)	
157-159	1 委託先の選定について	外部監査人の指摘・意見に対して異なる意見を持つことはあり得るが,その場合には説得的な根拠を示すべきである。 この点,本事業については説得的な根拠があるとは思われないところ,再度その意見や意見に基づく措置について検討するべきである。(意見)	平成24年度の包括外部監査で業務内容の固定化を避ける努力をすべきであるとの意見を受け、プロポーザル方式の導入を含め、本事業を効果的に実施する手法について、施設関係者等関係機関の意見を踏まえて検討した結果、これまで会業や大学のサークルに加え、新たに大学の体育会や社会人クラブの強豪チームも対象に加えたスポーツ合宿の誘致を行うことで、業務内容の固定化を避けることができたと考えている。 さらに、平成28年4月からは、スポーツ合宿の誘致対象者に対して、スポーツ施設と宿泊施設の情報提供だけではる、、現光を組み合わせたプランの提供によるスポーツ合宿の誘致を行うことで、業務内容の固定化を避けた。 (にぎわいづくり課)	措置済み
159-161	2 インセンティ ブについて	外部監査人の指摘・意見に対して異なる意見を持つことはあり得るが,その場合には説得的な根拠を示すべきである。 この点,本事業については説得的な根拠があるとは思われないところ,再度その意見や意見に基づく措置について検討するべきである。(意見)	平成24年度の包括外部監査で受託業者にモチベーションを与えるため誘致成功件数に応じて委託金額が変動する部見を設けた契約内容とすることを検討すべきであるとの意見を受け、インセンティブの導入を含め、本事業を効果的に実施する手法について、施設関係者等関係機関の意見を踏まえて検討した結果、新たに大学の体育会や社会人クラブより、体討した結果、新たに大学の体育会では会人クラブより、よいも対象に加えたスポーツ合宿を誘致することにより、スポーションが向上したと考えている。	措置済み
161-163	第7 徳島県立産業 観光交流センター	外部監査人の意見を正確に反映する措置を講じるべきである。 実際にとられた措置と「講じた措置」記載の内容が異なることは,県民に誤解を生じさせうるものであり,改めるべきである。(指摘)	募集期間,情報提供等を再度検討し応募者を増やす必要があるという監査人の意見に対して,引き続き募集期間を十分確保するとともに,より多くの広報媒体を活用し情報提供を行ってきたところであり,平成24年度当時の監査人の意見を尊重してきたところである。 なお,平成27年度の募集時には日程が整わず,平成22年度の募集時に比べて募集期間が若干短縮されたが,平成32年度の募集においては,早期に選定委員会の日程調整を	措置済み

_				
			│行うとともに開催時間について工夫するなど,募集期間を十 │分確保することとしたい。	
			(にぎわいづくり課)	
	第8 徳島県立あすた	こむらんど		
163-165	1 観光戦略における位置付けについて(戦略の明確化)	外部監査人の意見が出された場合には,対象課等はその意見の全体をしっかり読み込んで問題意識を正確に理解し,速やかに適切な対応をすべきである。(意見)	当施設の役割は、平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画(第2期)」の「『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出」の項目において、「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。 徳島県観光振興基本計画において、当施設の記載が少ないのは「施設」という特性上、その目的や機能が変わるものではなく、戦略目標達成のため、同じ役割を継続して担っていく必要があるためであり、観光戦略による施設の役割はイベント展開などによる集客力を高めることと考えている。なお、指定管理者からの事業報告書に、県の観光戦略上、本施設が果たすべき役割の記載がないとの今回の意見を受け、平成28年度から事業完了報告書において記載項目を設けることとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
165-166	2 観光戦略における位置付けについて(県の役割)	外部監査人の意見が出された場合には,対象課等はその意見の全体をしっかり読み込んで問題意識を正確に理解し,速やかに適切な対応をすべきである。(意見)	当施設の役割は、7年3月にでは、1000円ででは、1000円でででででででででででででででででででででででででででででででででで	措置済み

			報の取り組み等により,来場者の満足度向上やさらなるにぎわい創出のための運営を行っているところである。 今後とも指定管理者と連携して宿泊者数,入込客数など戦略目標の達成に向けて運営に努めて参りたい。 (にぎわいづくり課)	
166-168	3 委託先の選定 について	外部監査人の意見を正確に反映する措置を講じるべきである。 実際にとられた措置と「講じた措置」記載の内容が異なることは,県民に誤解を生じさせうるものであり,改めるべきである。(指摘)	募集期間,情報提供等を再度検討し応募者を増やす必要があるという監査人の意見に対して,引き続き募集期間を十分確保するとともに,より多くの広報媒体を活用し情報提供を行ってきたところであり,平成24年度当時の監査人の意見を尊重してきたところである。 なお,平成27年度の募集時には日程が整わず,平成22年度の募集時に比べて募集期間が若干短縮されたが,平成32年度の募集においては,早期に選定委員会の日程調整を行うとともに開催時間について工夫するなど,募集期間を十分確保することとしたい。 (にぎわいづくり課)	措置済み
	第9 徳島県立渦の道	 道及び徳島県立大鳴門橋架橋記念館		
168-170	1 観光戦略における位置付けについて(戦略の明確化)	外部監査人の意見が出された場合には,対象課等はその意見の全体をしっかり読み込んで問題意識を正確に理解し,速やかに適切な対応をすべきである。(意見)	当施設の役割は,平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画(第2期)」の「『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出」の項目において,「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。 徳島県観光振興基本計画において,当施設の記載が少ないのは「施設」という特性上,その目的や機能が変わるものではなく,戦略目標達成のため,同じ役割を継続して担っていく必要があるためであり,観光戦略による施設の役割はイベント展開などによる集客力を高めることと考えている。なお,指定管理者からの事業報告書に,県の観光戦略上,本施設が果たすべき役割の記載がないとの今回の意見を受け,平成28年度から事業完了報告書において記載項目を設けることとした。 (にぎわいづくり課)	措置済み
170-171	2 観光戦略における位置付けについて(県の役割)	外部監査人の意見が出された場合には,対象課等はその意見の全体をしっかり読み込んで問題意識を正確に理解し,速やかに適切な対応をすべきである。(意見)	当施設の役割は,平成27年3月に策定した「徳島県観光振興基本計画(第2期)」の「『阿波とくしま』らしいにぎわいの創出」の項目において,「交流拠点を活用したイベントの充実」と明確に規定されている。 徳島県観光振興基本計画において,当施設の記載が少ないのは「施設」という特性上,その目的や機能が変わるものではなく,戦略目標達成のため,同じ役割を継続して担っていく必要があるためである。 なお,平成24年度の包括外部監査の意見を受け,渦の道	措置済み

171-174	3 委託先の選定 について	外部監査人の意見を正確に反映する措置を講じるべきである。 実際にとられた措置と「講じた措置」記載の内容が整合しないことは許されない。(意見)	エントランスを開内のでは、	措置済み
174-175	 第10 徳島県鳴門 ウチノ海総合公園	外部監査人の意見が出された場合には,対象課等はその意見の全体をしっかり読み込んで問題意識を正確に理解し,速やかに適切な対応をすべきである。「講じた措置」に新たな措置を講じるかのような記載をしているにもかかわらず,実際にはかかる措置を講じていないという対応は,県民に誤解を生じさせうるものであり,改めるべきである。(意見)	(にぎわいづくり課) 指定管理者の選定において,募集期間,情報提供を再度検討する必要があるとの意見を受けて検討した結果として,募集期間を「1ヶ月程度」から「2ヶ月程度」に延長している。また,募集に関する情報提供の手法については,問題意識を持って検討した結果として,新聞や県ホームページなどを利用して募集内容の周知に努めることとしている。 (都市計画課)	措置済み
176-178	第11 統括的な機 能の強化について	現状においても戦略目標達成へのコントロールは十分 ではない。外部監査人の問題意識を踏まえた措置を検討 し,対応すべきである。(意見)	平成24年度の包括外部監査において,具体的な数値目標 を明確化し,目標に到達しなかった場合には,原因を追究し, 改善する過程を繰り返すべきとの意見を受け,「観光振興基	措置済み

	本計画(第2期)」の戦略目標の達成状況を踏まえ,PDC Aサイクルにより必要な見直しを行い目標達成を目指す略目標達成ででは、平成27年度の措置でないとの意見を受けた。 標達成へのコントロールが十分でないとの意見を受けた。 戦略目標を達成するため,計画に基づらを設定を持ちる観光をあるに、満年時間の自たかなど。を与えたか、またでは、ビッグデータ(SNSS・等場である。のため、平成27年度は、ビッグデータ(SNSS・等のあるのため、平成27年度は、ビッグデータの第一のでは、アの前のでは、アのでは、アのがでは	
--	--	--